

個人情報保護に関する運用基準

（ 目 的 ）

第1条 熊本県土地改良事業団体連合会換地・測量課（以下「本課」とする）は、換地業務及び確定測量業務を行うにあたり、多くの個人情報収集し保管している。

その為、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正な取り扱いに努めなければならない。そこで、業務上知り得た個人情報の取り扱いについて基本的事項を定め、外部への流出を防ぐことを目的とするものである。

（ 対 象 物 ）

第2条 本課で収集した個人情報を含む資料（登記簿・住民票等）は、業務書類及びデータに反映されることから、以下に示す項目を個人情報の保護対象物として位置づけ、管理・保管する。

1 個人情報を含む書類

- (1) 登記事項証明書
- (2) 要約書
- (3) 意向調査票
- (4) 利用権調書
- (5) 従前地各筆調書
- (6) 換地各筆調書
- (7) 清算金一覧表
- (8) 関係権利者一覧表
- (9) 従前の土地各人別名寄帳
- (10) 換地の土地各人別名寄帳
- (11) 従前地土地評価表
- (12) 換地土地評価表
- (13) 換地計画原案調書
- (14) 一時利用地指定通知書
- (15) 各種同意書及び内諾書
- (16) 権利者会議通知書
- (17) 換地処分通知書
- (18) 換地計画書
- (19) 換地処分登記囑託書
- (20) 地役権調書

- (21) 地役権明細書
- (22) 地上権調書
- (23) 従前図
- (24) 換地計画原案図
- (25) 一時利用指定図
- (26) 換地図
- (27) 地積測量図
- (28) 地役権図
- (29) 戸籍簿
- (30) 住民票
- (31) 系図（相続関係説明図・遺産分割協議書・印鑑証明書・代位登記依頼書）
- (32) 登記識別情報通知書
- (33) 建標承諾書
- (34) 立会証明書
- (35) 就労カード
- (36) 測量標設置位置通知書

2 個人情報を含む電子データ

- (1) 図面データ
- (2) 登記簿情報データ
- (3) 測量関連文書（建標承諾書・立会証明書・設置位置通知書）

（管理方法及び責任者）

第3条 本課で取り扱う個人情報の漏えい、滅失等の防止のために、次の各号に掲げる管理方法を定める。また、管理責任者は担当課長とする。

- 1 個人情報を含む書類は専用のキャビネットに保管し、不必要な持ち出しは禁止する。
なお、持ち出す場合は管理責任者へ報告するものとする。
- 2 関係機関以外との電子媒体を用いたデータの授受は禁止する。
- 3 管理責任者は上記項目について、遵守されているか常時把握しておかなければならない。

（保存期間）

第4条 本課で取り扱う保存期間については、委託者及び関係機関から指示があった期間とする。

（消去及び処分について）

第5条 第2条で定める対象物のうち、関係機関への納入が不要な個人情報が含まれる資料及び経理処理として保管が必要な個人情報が含まれる資料以外については、前条に従い次の各号により担当者が確実に行うものとする。

- 1 本課で取り扱う個人情報データは利用目的を達成した後は、遅滞なくこれを消去するものとする。
- 2 地区の換地処分完了までに取得した個人情報は、業務完了後、速やかに処分する事とする。
- 3 電子媒体にある個人情報データについては全て消去する事とする。
その他の紙ベースにある個人情報についてはシュレッダーにより確実に破棄処分を行う事とする。
- 4 担当者は管理責任者へ報告する事とし、管理責任者は把握しなければならない。

（その他）

第6条 この個人情報保護に関する運用基準は本課で取り決めを行うものであり、内容の変更については運営委員会に諮り変更する。

（附則）

（制定）この運用基準は運営委員会の承認のあった平成26年8月7日に制定し施行する。